第三十二条	第二十七条	附則第九条の規定により読み替えられた第二十七条及び第二十九条
	第十五条	附則第十一条の二の規定により読み替えられた法第十五条
	当該保険年度（有期事業については、その事業の期間）	当該保険年度
第三十三条第一項第三号	保険料算定基礎額	令和四年度前期保険料算定基礎額及び令和四年度後期保険料算定基礎額を合算した額
第三十六条第一項	第三十八条	附則第九条の規定により読み替えられた第三十八条
第三十七条第一項	前条第二項	附則第九条の規定により読み替えられた前条第二項
	前条第一項	附則第九条により読み替えられた前条第一項
第三十八条第一項	次項	附則第九条の規定により読み替えられた次項
	第十六条	附則第十一条の二の規定により読み替えられた法第十六条
第三十八条第二項第二号	次号、第五号	附則第九条の規定により読み替えられた次号、第五号
	第十九条第三項	附則第十一条の二の規定により読み替えられた法第十九条第三項
	次号、第四号及び	同条の規定により読み替えられた次号及び第四号並びに
第三十八条第二項第三号及び第四号	第十九条第三項	附則第十一条の二の規定により読み替えられた法第十九条第三項
第三十八条第二項第五号	第十九条第三項	附則第十一条の二の規定により読み替えられた法第十九条第三項
	第二号	附則第九条の規定により読み替えられた第二号
第三十八条第二項第六号	第十九条第三項	附則第十一条の二の規定により読み替えられた法第十九条第三項
	第三号	附則第九条の規定により読み替えられた第三号
第三十八条第二項第七号	第十九条第三項	附則第十一条の二の規定により読み替えられた法第十九条第三項
	第四号	附則第九条の規定により読み替えられた第四号